屋内消火栓設備等、連結送水管のホース及び連結送水管の配管には耐圧性能点検が必要です！！

点検告示内容

消防用設備等の点検及び報告に関する点検内容及び方法を定めた消防庁告示
（平成14年消防庁告示第3号）

【別表第２　屋内消火栓の点検基準】

１　機器点検、(5)　屋内消火栓箱等、ホース及びノズル、(ｲ)ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から１０年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから３年を経過していない場合を除く。）

（別表第５　泡消火設備、別表第９　屋外消火栓、別表第１０動力消防ポンプのホースの耐圧性能点検については、別表第２　屋内消火栓のホースの点検基準とほぼ同様事項）

【別表２０　連結送水管の点検基準】

１　機器点検、(2)　放水用器具格納箱、ホース及びノズル、(ｲ)ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から１０年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから３年を経過していない場合を除く。）

１　機器点検、(5)　配管等、管及び管継手(ｲ)配管の耐圧性能（配管を設置した日から１０年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧性能に関する点検を行ってから３年を経過していない場合及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。）。

連結送水管の配管等に係る点検（耐圧性能点検）の流れ（例示）

防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）
↓
消防用設備等の点検業者へ依頼
↓
関係者の立会いのもと、点検業者の事前調査
↓
消防用設備等の点検（耐圧性能点検）の実施
↓
気密試験→充水試験→加圧試験
↓
点　検　終　了
↓
異常なし → 所轄消防署へ点検結果の報告
異常あり → 修理後、異常なし → 所轄消防署へ点検結果の報告

各点検業者に見積もりを提示してもらい、詳しい説明を聞くことが望ましい。

※屋内消火栓、泡消火設備、屋外消火栓、動力消防ポンプのホースの耐圧性能点検については、連結送水管の点検（耐圧性能点検）の流れ（例示）とは一部試験方法が異なります。

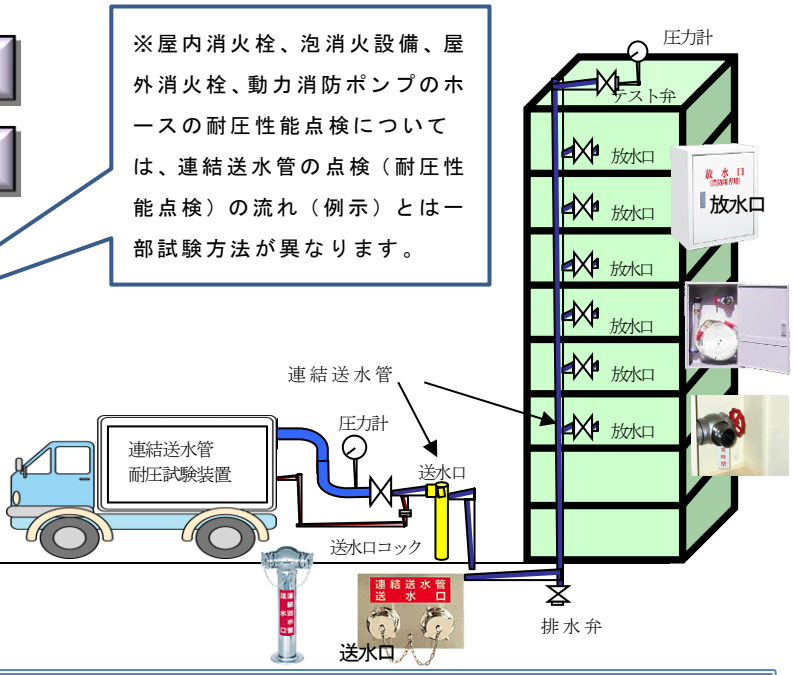

【お問合せ先】

熊本市消防局＿　検索

詳細については、管轄消防署（括弧内が管轄）へお問合せください。

- ○ 熊本市消防局予防部指導課　TEL０９６－３６３－２２４９
- ○ 熊本市南消防署（南区）　TEL０９６－２１２－０３０３
- ○ 熊本市中央消防署（中央区※1）　TEL０９６－３６４－２８９４
- ○ 熊本市北消防署（北区）　TEL０９６－３２７－２０２０
- ○ 熊本市東消防署（東区）　TEL０９６－３６７－６３１５
- ○ 熊本市益城西原消防署（益城町・西原村）　TEL０９６－２８６－２２９８
- ○ 熊本市西消防署（西区・中央区※2）　TEL０９６－３５３－５０２８

※１中央区（西署の管轄を除く。）※２西区，中央区（一新・慶徳・五福・向山校区）

【点検業者に関するお問合先】　○ 一般社団法人　熊本県消防設備協会　TEL０９６－３７１－１４５４